

第 4 8 号議案

桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年桶川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。

(2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正前					改正後				
別表(第1条、第5条関係)					別表(第1条、第5条関係)				
区分	報酬の種類及び額 (円)		費用弁償 (円)	旅費 の額	区分	報酬の種類及び額 (円)		費用弁償 (円)	旅費 の額
略					略				
選挙長 開票管理者	日額	<u>10,800</u>	700		選挙長 開票管理者	日額	<u>12,200</u>	700	
開票立会人 選挙立 会人	日額	<u>8,900</u>	700		開票立会人 選挙立 会人	日額	<u>10,100</u>	700	
投票管 理者	投票所	日額	<u>12,800</u>	700	投票管 理者	投票所	日額	<u>14,500</u>	700
	期日前投票 所	日額	<u>11,300</u>			期日前投票 所	日額	<u>12,800</u>	
投票立 会人	投票所	日額	<u>10,900</u>	700	投票立 会人	投票所	日額	<u>12,400</u>	700
	期日前投票 所	日額	<u>9,600</u>			期日前投票 所	日額	<u>10,900</u>	
備考					備考				
3 <u>投票立会人</u> の従事時間が <u>投票時間の2</u>					3 <u>投票管理者及び投票立会人</u> (以下「投				

分の1以内の場合において投票立会人に支給する報酬は、半額とする。

4 日額報酬は基準額であり、その会議又は公務に要した時間が5時間以上にわたるときは、その額に2,500円を増額するものとする。ただし、選挙長及び開票管理者、開票立会人及び選挙立会人、投票管理者並びに投票立会人を除く。

5 略

6 略

票管理者等という。)の従事時間が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項又は第48条の2第6項の規定により読み替えて準用する同法第40条第1項に規定する投票時間(以下「投票時間」という。)の2分の1の場合において投票管理者等に支給する報酬は、半額とする。

4 投票管理者等の従事時間が投票時間に満たない場合(前項に規定する場合を除く。)において投票管理者等に支給する報酬は、従事時間1時間につき当該報酬を投票時間で除して得た額(50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

5 日額報酬は基準額であり、その会議又は公務に要した時間が5時間以上にわたるときは、その額に2,500円を増額するものとする。ただし、選挙長及び開票管理者、開票立会人及び選挙立会人並びに投票管理者等を除く。

6 略

7 略

(議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年桶川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例</u></p> <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に市内におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を市内におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、市内におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めることにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>桶川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例</u></p> <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に市内におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を市内におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、市内におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めることにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

(桶川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 桶川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年桶川市条例第25号)の一部を次のよ

うに改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>
<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月13日

桶川市長 小野 克典

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴い、選挙長の報酬の額等を改定したいので、この案を提出するものである。